

[事案 2019-247] 新契約無効請求

・令和2年6月8日 和解成立

<事案の概要>

がんに対する保障があるものと誤信して契約したことを理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年3月に契約した医療保険について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1)他社で加入していた既契約（申立外契約）と同等の保障内容で設計するという提案を受けた。
- (2)保険証券を確認すると希望していたがんの保障がなかったため、解約する旨を伝えたとこ
ろ、手続きを先延ばしにされた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立外契約の主契約は残すことが前提で、特約部分について当社の保険で見直しを行うこ
とを提案していたが、申立人が誤って主契約まで解約してしまった。
- (2)解約を先延ばしにした事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握す
るため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、
和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。